

早いもので今年度もあとわずかとなりました。3年生にとっては、卒業式を残すのみとなりました。体育館は卒業式に向けて準備が進み、学校の廊下も、1、2年生で飾り付けをして、3年生の卒業を祝うとともに、送り出すあたたかいムードであふれています。

今回は、保護者の皆様の参加も多かった、2月5日（水）に行われた障害基礎年金の講演会について、ご報告いたします。

障害基礎年金について

1、2年生保護者は、社会保険労務士の森田涼子氏、3年生保護者を対象に、社会保険労務士の金井勉様を講師として「障害基礎年金研修会」を開催しました。研修会のポイントをお知らせします。

★年金は請求しなければ支給されません

どの機関からもアナウンスがないので、20歳になったら忘れずに申請することが大切です。また、20歳の時に医師の『診断書』（年金申請専用のもの：区役所の年金課でもらえます）が必要になるので、前もって精神科等への受診をしておくことをお勧めします。

★軽度の方でも年金受給は可能です

「就労しているから」「一人で通勤できているから」という理由で、年金がもらえないということはありません。区役所の窓口の中には申請受理に対し、消極的なケースも聞かれますが、**区役所は審査するところではない**ので堂々と申請しましょう。

★支給の可否は「医師の診断書でほぼ決まる」といっても過言ではありません

支給の可否は、『診断書』に記載される〔日常生活能力の判定〕がポイントになるようです。**「単身で生活するとしたら可能かどうか」**を想定し、難しいことや苦手になっていること、支援が必要なことを、本人はもとより保護者・家族がしっかりと医師に伝えて書いてもらうことが重要です。

★年金受給にはご家族の協力と努力が必要です

医師の診察では、日常生活能力については、診断できません。**本人の日常生活の力を一番よく理解しているのは、ご家族です。**年金申請に関わる『診断書』を依頼する際には、ご家族から医師へ、日常生活面での様子を詳しく伝えられるとスムーズかつ効果的な『診断書』作成になるかと思えます。

そのためにも、日頃から、本人の苦手なことなどを、申請書類とは別に**「申立書」**としてまとめておくことよさそうです。

年金取得に際しては本人ができないことや苦手なことを挙げていくことが重要です。保護者の心情としては本意ではないかもしれませんが、本人の将来と年金受給のためと考えて、書類の記入や関係者に訴えていくようにしましょう。

※ここでいう「申立書」とは？

決まった書式はありません。ご家庭で、自由に作成できるものです。（書式自由）

「申立書」として、年金申請時に一緒に提出することができます。

また、医師に「診断書」（障害基礎年金申請時の正式書類。年金課でもらって、医師へ記入を依頼します。）と一緒にお渡しして、診察を受けることで、「診断書」記入の際に内容が反映される可能性が高くなります。

★障害基礎年金の資料請求や申請は区役所の年金課です。

（記入方法が分からないときには、年金課に確認すると、教えてもらえるそうです。）

★ケースワーカーや社会保険労務士等に相談や依頼をすることも可能です。

★年金申請時に使用する「診断書」と「病歴・就労状況等申立書」は、進路指導の手引きにコピーが掲載されています。ぜひ、ご確認ください。